

令和6年監査公表第11号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和6年9月4日

半田市監査委員 西 川 承

半田市監査委員 沢 田 清

住民監査請求について

令和6年7月2日付け、請求人から提出のありました、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（24枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和6年7月2日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和6年7月2日付け、「住民監査請求書（24枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。本請求書は、本年4月30日付けでの住民監査請求書（15枚）の再提出です。

第1. 請求の趣旨

令和5年7月31日から同8月11日の間に施行・完工した半田市天王町二丁目地内の市道への通学路安全対策工事（その2.）の側溝改修は、本来の工事対象ではありません。にもかかわらず、市監査委員は本年6月28日付けの「住民監査請求について」と題する文書で却下しました。市監査委員作成のこの却下判断文書は、刑法で定める虚偽公文書作成・同行使の罪に該当し、違法文書である状況です。請求人がそのように述べる理由は、本請求書の「第5. 請求の理由その5.」の項（14頁～21頁）に詳細に記述している通りです。従って、当該工事費と市土木課長・市建設部長各々の給与1か月分相当額の合計額4,651,707円は、不当な公金の支出です（21頁よ

り)。この責任は半田市長にありますので、市長は半田市に 4,651,707 円を返納して弁償するよう求めます。

＊「住民監査請求書（24 枚）」のうち、「第 2. 請求の理由その 1.」、「第 3. 請求の理由その 2.」、「第 4. 請求の理由その 3」、「第 5. 請求の理由その 5」及び「第 5. 証拠方法（書証 1. ～書証 15.）」については、記載を省略している。

第 2 監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して令和 6 年 7 月 30 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

また、同日、『令和 6 年 7 月 2 日付け「住民監査請求書（24 枚）」に関する請求人の陳述書（4 枚）』の提出があり、これを受理した。

第 3 監査委員の判断

- 1 令和 6 年 7 月 2 日付け、請求人より提出された住民監査請求書（24 枚）は、令和 5 年 12 月 25 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（5 枚）と令和 6 年 2 月 26 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（11 枚）再提出、及び令和 6 年 4 月 30 日付け、同一請求人より提出された住民監査請求書（15 枚）再々提出とそれぞれ同一内容と判断できる。
- 2 「住民監査請求に係る監査の結果について」の内容に関しては、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法 242 条第 1 項の住民監査請求に対し、同条第 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条の 2 第 2 項第 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示（昭和 62 年 2 月 20 日 最高裁判所判決）されている。
- 3 上述「第 3 監査委員の判断 1 及び 2」に記載のとおり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは、「一事不再理の原則」により、許されないものと解するのが相当である。請求書に記載の工事は、適法な工事であると過去に判断しており、この判断については一事不再理の原則があるから、改めて判断することはできない。また、工事費用の支出も課長・部長への給与の支払いも何の問題もない。

第 4 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上